

普通財産の売払代金の延納に関する取り扱いについて

普通財産の売払代金については、売払代金を一時に支払うことが困難であると認められる場合に限り、確実な担保を徴し、利息を付して、一定期間の延納の特約をすることができることとされている。

〔国有財産法第 31 条第 1 項ただし書き、国有財産特別措置法第 11 条第 1 項〕

1 延納の条件等

- (1) 国有財産法第 31 条第 1 項に基づき、5 年以内の延納を認めることができる相手方
 - ・ 地方公共団体、水害予防組合、土地改良区
 - ・ 学校法人、私立各種学校を経営する団体
 - ・ 社会福祉法人、更正保護法人
- (2) 国有財産特別措置法第 11 条第 1 項に基づき、
 - ① 5 年以内の延納を認めることができる相手方
 - ・ 相手方に制限なし
 - ② 10 年以内の延納を認めることができる相手方
 - ・ 地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、更正保護法人、日本赤十字、公益事業その他の政令で定める事業を営む者

2 延納の特約の承認

延納の特約をしようとする場合は、各省各庁の長（厚生労働大臣）が財務大臣に協議しなければならない。

〔国有財産法第 31 条第 3 項、国有財産法施行令第 18 条〕

3 担保

延納の特約をしようとする場合は、確実な担保を徴することが原則ではあるが、普通財産の譲渡をうけた者が地方公共団体であるときは、担保を徴しないことができることとされている。

〔国有財産法第 31 条第 2 項〕

(参考) 担保の種類

- ・ 国債及び地方債
- ・ 社債その他の有価証券
- ・ 土地及び保険に付した建物
- ・ 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通事業財団
- ・ 金融機関その他の保証人の保証
- ・ その他、財務大臣の承認を受けたもの